

消費者庁より

「住宅の内装リフォームでシックハウス症候群にならないために」

(平成 26 年 11 月 28 日。別添参照) が公表されました。

シックハウス症候群と思われる症状が出た場合には、医療機関に相談すること等、シックハウス症候群の防止対策について、学校関係者等への周知をお願いいたします。また、学業の先生方にも情報提供をお願いします

<参考> 「生活環境におけるシックハウス対策」

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei/sick_house.html

※消費者庁でのウェブの掲載は、下記のとおりです。

「住宅の内装リフォームでシックハウス症候群にならないために」

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141128kouhyou_1.pdf